

浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例に関する標準処理期間を定める要綱

浜松市職員公務災害等特別補償給付金条例（昭和 47 年浜松市条例第 51 号）について、浜松市行政手続条例（平成 8 年浜松市条例第 69 号）第 5 条の標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を以下のとおり定める。

給付金の種類	決定内容	標準処理期間 （単位：月）
身体障害者特別補償給付金	支給（不支給）決定	1
殉職者特別補償給付金	支給（不支給）決定	1

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。